

規制の事前評価書

法令案の名称：労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

規制の名称：定期自主検査等の方法の精度担保、登録教習機関の欠格要件の強化

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

評価実施時期：令和7年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 検査業者等が行う特定自主検査、登録機関による検査・検定について、厚生労働大臣の定める基準・方法に従って行わなければならないこととする。
- ・ 法令に基づかない技能講習修了証の交付を禁止し、技能講習修了証又はそれと紛らわしいものを不正に交付した者への回収命令を新設するとともに、その回収命令に従わない者等について、登録欠格期間の延長を可能とする。
- ・ 型式検定対象機械及び技能講習対象業務等について、技術の進歩に応じた迅速な改正等が可能となるよう所要の規定を整備する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 特定自主検査について、検査方法を定める自主検査指針に従う義務がないため、不適切な検査による事故が発生しているほか、登録機関が通達等に定める検査・検定方法に従わないことによる災害が発生している。
- ・ 技能講習修了証を不正に交付した者が回収の行政指導に応じず、真正でない技能講習修了証が市中に出回る事案が発生している。（例えば、平成24年に約1,000枚、平成29年に約500枚、令和7年に約200枚不正交付された事案がある）
- ・ 型式検定対象機械及び技能講習対象業務等について、電子制御技術の進歩等に対応し、迅速に改正を行う必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 検査業者等が行う特定自主検査、登録機関による検査・検定について、厚生労働大臣の定める基準・方法に従って行わなければならないこととし、これに従わない検査業者について、厚生労働大臣等による改善命令等の対象とする。
- ・ 法令に基づかない技能講習修了証の交付を禁止し、都道府県労働局長が技能講習修了証の回収命令を出すことができることとする。これに従わない登録教習機関について都道府県労働局長による登録取消しの対象とするとともに、回収命令に従わない場合は取消し後の欠格期間を2年から最大10年に延長できる規定を設ける。
- ・ 型式検定対象機械について、規格等を具備しなければ重大な災害を生ずるおそれのある安全装置又は保護具を追加できるよう改正を行う。車両系機械の運転技能講習について、技術の進歩を踏まえ、対象となる車両系機械の追加が行えるよう改正を行う。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した ■ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 実効性担保のためには、本規制が不可欠であるためである。

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 特定自主検査について、厚生労働大臣が自主検査指針を公表している。
- ・ 技能講習修了証について、一般的な行政指導等が存在する。
- ・ 型式検定対象機械及び技能講習対象業務等の追加を行う場合、政令で定めるため、その際、改めて規制影響調査を行う。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 定期自主検査、検査・検定の精度担保が図られる。
- ・ 市中に不正に交付された技能講習修了証が出回ることがなくなる。
- ・ 技術進歩に応じた型式検定、技能講習が可能となる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 検査・検定方法の法定化、検査業者及び技能講習修了証回収命令に係る改正については、費用負担は生じない。
- ・ 型式検定、技能講習の対象変更については、本法律により直接的に費用負担は生じない。今後政令等により対象範囲が変更された場合に、当該型式検定・技能講習を用いる者に受講費用等が生ずる。

<行政費用>

- ・ 当該制度について事業主に周知するための費用が発生することとなる。また、法令違反を行った事業主に対して助言、指導、勧告等を行うための費用が発生することとなる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 現行制度では指針に留まっている特定自主検査の検査内容について、基準を設け、検査業者にはこれに従って検査を行うことを義務付けるとともに、基準に違反した場合には厚生労働大臣が改善命令等を行えるようにすることが適当である。
- ・ 技能講習を行う登録教習機関が不正に技能講習修了証を交付した場合には、都道府県労働局長が当該登録教習機関に対して当該修了証の回収を命じることができるようになるとともに、回収命令に従わない場合には登録取消等ができるようにすることが適当である。また、回収命令に従わない者について、登録取消を行う場合には、欠格期間を延長することが適当である。
- ・ 型式検定対象機械等及び技能講習の種類について、技術の進歩を踏まえて、より迅速かつ適切に追加等ができるようにすることが適当である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 労働政策審議会安全衛生分科会（第166回（令和6年9月6日）、第171回（令和6年11月22日））

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 労働政策審議会安全衛生分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126972.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項（法律施行後5年）を踏まえた事後評価の実施時期は、令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。